

2024年1月29日

株式会社トーエネック
代表取締役社長 藤田祐三様

貴社が受注したミャンマーでのODA事業
「ティラワ地区インフラ開発」における人権配慮に関する質問状

アーユス仏教国際協力ネットワーク
国際環境 NGO FoE Japan
日本国際ボランティアセンター(JVC)
武器取引反対ネットワーク(NAJAT)
メコン・ウォッチ

私たちは、日本政府の政府開発援助(ODA)事業や日本企業による海外でのビジネスにおいて適切な環境・社会・人権配慮がなされるよう、政策提言活動を行っている日本の市民団体です。ミャンマー軍が2021年2月1日にクーデターを起こし、選挙で選ばれた政権を転覆させて以降、同軍は戦争犯罪と人道に対する罪にも相当する深刻な人権侵害を続けています。ミャンマー全土で国内避難民が激増し、その数は200万人を超えていると推定されています。詳細は添付の別紙をご覧ください。

国連の独立調査団は、2019年8月5日に発表した「ミャンマー軍の経済的利益についての報告書(“The economic interests of the Myanmar military”)」で、同軍が国内外の商取引から得る収入が、同軍が深刻な人権侵害を行う能力をおおいに高めていると指摘しました¹。同軍による人権侵害を一刻も早く終わらせるため、私たちは日本からミャンマー軍への資金の流れを止めるべく活動しています。特に、ODAの有償資金協力は日本に返済しなければいけない「融資」であり、クーデターによる経済停滞の中で苦しむミャンマーの人びとが負う債務を増大させます。現在、貴社の事業を含め7,396億円もの円借款事業が実施中となっていますが、ミャンマーの市民からは、日本のODA事業がミャンマー軍を利しているとの懸念も表明されています²。

2021年のクーデター以降も日本政府はODAを継続しているため、私たちは政府に対し、これらの事業について情報を開示し、同国が民主的な状態に戻るまで一旦ODA事業を停止するよう重ねて要請してきました。また、ミャンマー軍とビジネス上の関係がある事業に従事する企業に対しても、軍による人権侵害に加担する可能性を指摘するとともに、各社が有する人権方針や国際基準に照らした行動をとるよう、要請書や会合等を通じて求めてきました³。

¹ メコン・ウォッチ。「メコン河開発メールニュース:ミャンマー>クーデター前、2019年に国連が国軍の経済的利益について報告書」(2021.2.24) http://www.mekongwatch.org/resource/news/20210224_01.html
報告書 “Economic interests of the Myanmar military” (2019年8月5日)
<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/EconomicInterestsMyanmarMilitary.aspx>

² Progressive Voice, “Japan and Junta Make Dangerous Bedfellows”(Weekly Highlights July 11-17, 2022):
<https://progressivevoicemyanmar.org/2022/07/26/japan-and-junta-make-dangerous-bedfellows/>

³ メコン・ウォッチ。「#ミャンマー軍の資金源を断て」ページ参照。
<http://www.mekongwatch.org/report/burma/mbusiness.html>

私たちは、ODAのサプライチェーンに軍系企業が入っていることや、日本企業がミャンマー軍と取引関係にある点についても深く憂慮しております。円借款事業であるバゴー橋建設事業では、軍が所有する企業であるミャンマー・エコノミック・コーポレーション(MEC)がサプライチェーンに入っており、軍がODA事業から収益を得ていることが明らかになっています⁴。また、ミャンマーにおける日本の旗艦事業であるティラワ経済特別区(SEZ)事業では、日本の官民が出資し工業団地部門を運営するミャンマー・ジャパン・ティラワ・ディベロップメント社(MJTD)に、ミャンマー側も10%出資し、ティラワSEZ管理委員会を設置し事業に関与しています。クーデター直後に軍が管理委員会の委員長を拘束し、新たな人物を任命しており、現在は軍が運営に関わっている状態です。

ミャンマーでは武力紛争が拡大しています。同国では、紛争地域での円滑な事業実施のために軍による「警備」が行われ、事業周辺地域の人々に対する人権侵害が起きた事例があります。例えばODAで何度も改修されたバルーチャン水力発電事業では、発電所や送電線などを警備する名目で展開した軍が周辺の村落の住民に強制移住や強制労働をさせました。兵士による女性に対する性暴力や、地雷埋設による住民や家畜への被害も起きています⁵。

私たちは、ミャンマーへのODAを一旦停止すべきであるという立場ですが、日本政府が現在もODA事業を継続していることから、貴社がミャンマーで受注するODA事業に関する人権配慮について、以下の質問をさせていただきます。

質問

1. 貴社は受注した「ティラワ地区インフラ開発」事業について、2021年2月1日に発生したクーデター以降、人権デュー・ディリジェンスを実施していますか。また、その結果はどのように公表されていますか。
2. 受注した「ティラワ地区インフラ開発」事業について、クーデター以降、人権デュー・ディリジェンスを実施していない場合、貴社の人権指針において「事業活動が及ぼす人権への負の影響を特定・評価し、そのリスクを防止または軽減するために、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します」とされている点と矛盾するように思われますが、どう説明されますか。
3. 貴社は、上述の国連の独立調査団の報告「ミャンマー軍の経済的利益についての報告書("The economic interests of the Myanmar military")」に掲載されている軍所有企業であるMEC、ミャンマー・エコノミック・ホールディングス・リミテッド(MEHL)、およびMEHLとMECの子会社が「ティラワ地区インフラ開発」事業のサプライチェーンの中に含まれていないことを確認されていますか。
4. 貴社は、「ティラワ地区インフラ開発」事業に必要な資材の調達の際、上記の企業から資材を購入していないことを確認していますか。
5. 貴社は、「ティラワ地区インフラ開発」事業の工事現場や事業関連施設で、軍や治安部隊による警備が行われたことがないかを確認していますか。

お忙しいところ恐縮ですが、2月29日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、ご回答(未回答の状況も含む)は送付団体のホームページで公開させていただきます。

⁴ ヒューマン・ライツ・ウォッチ。「ミャンマー：日本政府の建設事業が国軍を利する」(2023.1.24)

<https://www.hrw.org/ja/news/2023/01/24/myanmar-japans-construction-aid-benefits-junta>

⁵ カレンニー開発調査グループ『ビルマ軍政下のダム開発 カレンニーの教訓、バルーチャウンからサルウィンへ(日本語版)』(2009)。

http://www.mekongwatch.org/PDF/Burma_dam2006.pdf

本件に関する連絡・返信先:

メコン・ウォッチ

〒110-0016 東京都台東区台東1-12-11 青木ビル3F

電話: 03-3832-5034

E-mail: contact@mekongwatch.org